

土地改良区の賦課金とは？

相談内容

最近亡くなった父親が加入していた土地改良区から賦課金の支払請求書が届きました。自分は他県に住んでいて、農業はしていないのに賦課金を支払わなければならないのでしょうか。

対応

問い合わせを受けた山口行政監視行政相談センターでは、土地改良区の賦課金は相続人に支払義務が発生することを説明し、当該土地改良区と具体的に協議するよう案内しました。

山口行政監視行政相談センターから

土地改良区は、地域の農業者が、土地改良法に基づき、土地改良事業（農業用用排水施設、農業用道路などの新設・管理、区画整理など）の施行を目的として設立した団体（法人）です。設立に当たっては、土地改良事業計画、定款等を作成し、山口県の場合、県知事または市町長の認可を受ける必要があります。

また、土地改良事業によって利益を受ける地区内の農用地の所有者等は、当然に土地改良区の組合員となり、定款に基づき、その事業に要する経費に充てるため賦課金を徴収されることになります。

賦課金には、事務費や維持管理費などの土地改良区の運営費用に充てる経常賦課金と、ほ場整備事業などを行った場合の工事負担金に充てる特別賦課金があります。

賦課金を滞納する者がある場合、土地改良区は、督促状により納付を督促し、その後も納付しない場合、市町に対し、その徴収を請求することが可能で、最終的には、県知事または市町長の認可を受け、差し押さえなど滞納処分を行うことも可能となっています。

なお、土地改良区の処分に不服がある場合は当該土地改良区へ審査請求ができます。

また、組合員は、農地の相続や売買などの権利承継により組合員資格を取得、または、喪失した場合、土地改良区への通知義務があります。

ご相談のケースは、土地改良区が相談者を組合員資格の承継者と見なし賦課金の支払いを求めてきたものと考えられます。

農業をやめる場合など土地改良区を退会したい場合は、農業委員会の許可を得て、農地を他者に売却する、貸借により耕作権を他者に譲渡することなどが必要です。

また、組合員が農地転用し、農地として使用しなくなったときなどは、土地改良区に対して決済金を支払わなければなりません。

詳細や不明な点は、加入先の土地改良区などへお問い合わせください。

(令和5年10月25日 山口新聞に掲載)